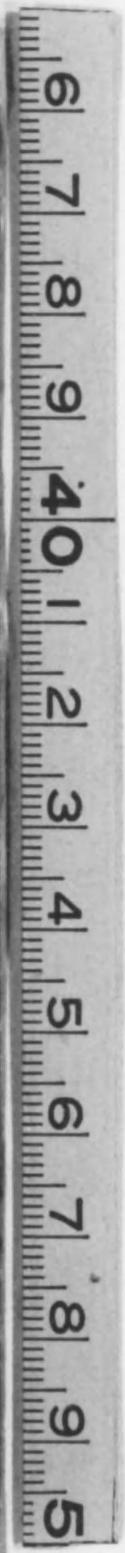


特46-228イ



1200800204070



始



特 46
228

序

教育勅語及成申詔書の御趣旨を兒童に了解せしむる一法として、最も平易簡明なる解説書を持たしめ、平素練習の用に供せしむるの必要を感ずるや、甚だ切なり。然るに、世間未だ之に關する適切なる書籍を認めず。本會深く之を遺憾とし、茲に斯るを編纂して、之を尋常科第五學年以上の兒童に使用せしめんとす。尙本書が、青年會員、軍人會員等の参考ともなるを得ば幸甚。

勅語煥發貳拾周年紀念日

編者識

48.11.28

内交

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠
ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠
ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥美ヲ濟
セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵
源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能
ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務
ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急
アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ
扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民
タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰
スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子
孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シ
テ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民
ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコト
ヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

教育勅語通解

此勅語は、日本國民のつくすべき道を御示しになつたものであつて、それは、親には孝行をし、兄弟は仲よくし、夫婦はむつまじくし、友達は互に助けあひ。我身をへりくだりて、儉約をし、ひろく物を愛し、學問を勉強し、仕事をおぼわて、賢い徳の高い人となり、又世の中のためになることをして、いつも國の憲法や法律を守つて、若し國家に急變の大事が起つた場合には、命ををしまさず働いて、そして皇室をお助け申し上げねばならぬといふことであります。

朕^{チン}惟^{オモ}フニ、我が皇祖^{クワソツ}皇宗^{クワソツ}、國^{クニ}ヲ肇^{ハシ}ムルコト宏遠^{クワソツエン}ニ徳^{トク}ヲ樹^ツツルコト深^{シン}厚^{コソ}ナリ。

通解

朕おもふに、わが皇祖皇宗が此の日本の國をおひらきなされたことが、よほど大きなおかんがへで又下のものどもをおめぐみなされたことが、たいそう深く厚くある。

大意

これは皇祖皇宗が、よほど廣く大きなおかんがへで、わが大日本國をおひ

らきあらばされ又深く厚いおめぐみをおほどこしあらばされたことを仰せられたのである。

字義

朕 天皇陛下が御自分を稱し給ふ。惟フニ 深く心に考。皇祖皇宗 天皇の御先祖及び代々。の御 肇ム 始める。宏遠 ひろく。徳ヲ樹ツ 仁徳をほごこす。深厚 あついく。

我が臣民克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス。

通解

わが臣民どもは、よく忠義をつくし、又よく孝行をして、かすかぎりもない多くのものが、皆心を一にして、せんろだいたいづついて忠孝のうるはしいならばしをつくつたのは、我が國がらのきれいな花ともいふべきものであつて、日本國民を教へるだてるおほもとも、またここにあるのである。

大意

これは、我が國民が皆心を合せて、昔から君には忠義をつくし、親には孝行をして、美なる風をつくつたのは、日本の國がらの美しいことで又わが國の教育の大本であるといふことをお示しになつたものである。

字義

億兆 数の多いことである。厥美ヲ濟セル 「厥」は忠孝のこころをさしたもので「美」はうる。國體 國がら。精華 りつげな。淵源 もと。存ス あることいふ。

爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、

通解

さて臣民どもよ、父母には孝行をつくし、兄弟はたがひに仲よくし、夫婦はむつまじくし、友だちは互にまことをつくしてつきあひ。

大意

これからは國民のつとめねばならぬ道をおさとしになつたものであつて、子の務、兄弟の務、夫婦の務、朋友の務等をお示しになつたのである。

字義

爾 おまへ。友ニ 兄弟仲よくする。相和シ たがひに仲よく。相信シ 心にまことありて言にいつはりなきこと。

恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、

通解

我が身をへりくだりて、しまりをよくして、又ひろく世の中のものにあはれみをかけ、學問を勉強し仕事を習つて、智識をみがきあげて、りつげな人

間となるといふこと。

大意

これは己の務をお示しになつたもので、わが身をへりくだること、けんやくをせねばならぬこと、物にあはれみをかけねばならぬこと、學問を勉強してりつばな人にならねばならぬことを仰せられたのである。

字義

恭儉 我が身をへりくだつて
己ヲ持シ 我が身を持
博愛 ひろく物を
業ヲ習 仕事を習
智能 物事をよく知り又それなよくばたらひす
啓發 ひらく
徳器ヲ成就シ リつばな人間となつて

進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、

通解

それから自分ひとりのことばかりでなく、廣く世の中の利益をはがり、世の爲になる事業をおこし、又へいせい國の憲法や國の法律規則を守つて、若しも國に戦争などのおこつた時には、忠義の心と勇氣とをもつて、國のために命を惜まず一生けんめいにつとめ働いて。

大意

これは世の中への務と國への務とをお示しになつたので、世の中のため

になることに力をつくし、又國の規則をよく守つて若しも戦争でも起つた時には、命がけでつとめはげまねばならぬといふ仰せである。

字義

公益 世の中一般の利益
世務 世の中のためになるしごと
國憲 憲法の
國法 國の法律
遵ヒ 守る
一旦 もしも
緩急 戦争など
義勇 忠義と勇氣
公ニ奉シ 國のため皇室のために

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

通解

かやうにして、天地とともに、かぎりのない萬世一系の皇室の運を助けねばならぬ。

大意

これは前から仰せられた國民の務をまとめられたので、かやうにして、天地とともにかぎりのない萬世一系の皇室をお助け申し上げねばならぬといふことを仰せられたのである。

字義

以テ いかやうにして
天壤 天地
無窮 かぎりばて
皇運 皇室の御運
扶翼 たすける

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺

風ヲ顯彰スルニ足ラン。

通解 このやうにしたならば、ただに忠義な臣民であるばかりでなく、其上に

大意 臣民の祖先からのこした良い風俗をあらはすことになる。

大意 これは前に仰せられたやうにせば、忠義の臣民となるばかりでなく、我々の祖先からつたはつた美しいならばしをあらはすことができるといふことを仰せられたのである。

字義 是ノ如キハ「皇運ヲ扶翼スヘシ」までなされたのである。遺風のこされた 良風俗よい風俗

顯彰 あらばすこと

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所。

通解 この國民のつくすべき道は、實に我が皇祖皇宗の御のこしになつた御をしへであつて、子孫も臣民もともにしたがひ守らねばならぬ所。

大意 これは、このお示しになつた道は、皇祖皇宗からおのこしなされた御をしへであつて、永く天皇陛下の御子孫の末々までも、又臣民もともどもに、したがひ守らねばなつぬことであるとの仰せである。

字義 遺訓のこされた 俱ニみな 遵守したがひ

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス。

通解 りして又この道は、昔でも今でも、まちがつたことはなく、又日本國の内はもとより外國において行つても、すこしもさしつかへがないのである。

大意 これは、この道は、昔でも今でもかほることもなく、國の内で行つても、外國で行つても、すこしもさしつかへがないものであるとの仰せである。

字義 謬ラスまちがひ 中外ニ施シテ國の内外に 悖ラスふつがひ

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

通解 自分はおまへたち臣民とともに日夜大切に、この道を守つていつも同じやうによい行をしようと思ふ。

大意

これは、天皇陛下のおのぞみであつて、かやうなたふとい教へであるから、天皇陛下御自身も、われ等臣民とともに、しばらくもわすれぬやうに、大切に御守りあそばして、いつも同じやうに、善い行をしようと御のぞみあるべきのである。

されば、われ等臣民は、このありがたいおぼしめしをよくよく心にきざみこんで、たがひに助けあうて、忠良な臣民とならねばならぬ。

字義

拳々 物をささげ持つさままで

服膺 心のあたりへあてること

威 だれ

庶幾フ のぞむこと

御名 天皇陛下の御名

御璽 天皇陛下の御はん

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相
倚リ彼此相濟シ以テ其福利ヲ共ニス朕ハ爰
ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永
ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進
ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル
固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶
政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗
ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息
マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝ア
ル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ
克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本
近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我ガ忠
良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ
恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ
爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

戊申詔書通解

明治四十一年(戊申)十月十三日に御下しになつた詔書は、他の詔勅と區別する爲に、（註）戊申詔書と稱へ奉るのである。

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ、東西相倚リ彼是相濟シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス。朕ハ、爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ、列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス。

通解

朕おもふに、今頃は、世の中がおひく／＼と開けて、世界の國々は、互に相助けあつて、各々幸福利益を受けて居る。それで、朕は此上一層外國との交際をあつくして、世界萬國といつしよに永く文明の幸福をうけようとおもふ。

大意

この一段は、今頃世界各國皆助け合つて、文明を進めようとはかつて居る有様と、又今後一層むつまじく交際して、末永く文明の幸福を受けたいと仰せられたのである。

字義

方今 今の時代

人文 文明開化

日ニ就リ月ニ將ミ 日に月に進む

東西相倚リ

世界の國

々々の 彼是相濟シ あらゆること 福利 幸福 國交ヲ修メ 國々との交際をま
 みあふ らご助けあふ 友義ヲ悖シ 友だちの道 慶ニ頼ル さいはひな 國々との交際をま
 友義ヲ悖シ 友だちの道 慶ニ頼ル さいはひな

顧ミルニ、日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル、固ヨ
 リ、内、國運ノ發展ニ須ツ。戦後日尙淺ク、庶政益々更張ヲ要ス。
 宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信惟レ義、
 醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ、實ニ就キ荒怠相誠メ、自疆息マザルベシ。

通解

かんがへて見るに、日々に進んでゆく世の中の有様につれて、おくれず
 に文明の恵を誰も受ける事のできるやうにするには、もちろん我國を富強にし
 なければならぬ。彼の明治三十七八年の戦争後、日數も立たないので、萬事不
 足な所が多く、政治の上について改良し盛大にせねばならぬ事が澤山ある。そ
 れだから何んでも上のものと下のものと一つ心になつて、本氣に熱心に仕事に
 従事し、よく勤めよく働き、儉約をおもとして、身代をととのへ、正直に誠心
 をつくし、義理を重んじて人情のわるぎなくてあつてい風俗をつくり、うはべの

かざりをやめて、まじめな實際役に立つことを心がけ、なまけ怠ることをいま
 しめて、どこまでもつとめはげみてやまないやうにせねばならぬ。

大意

この一段は、我國の實力を増すべき事と、それに必要な心得とについて、
 仰せられたので、この詔書中で最も大切な所である。

字義

日進 日々に 惠澤 めぐみう 國運 國の運勢 發展 さかぬ 庶政 まつりごの
 更張 あらためさ 忠實 本氣に 業ニ服シ 仕事に 産ヲ治メ 身代をささ 信まご
 義 自分をつくすべき 道なふみ行ふ 醇厚 人情のわるぎな 華 かざり 實 まじめ 荒怠 なまけお
 自疆 みづからつむ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、我カ光輝アル國史ノ成跡トハ、炳
 トシテ日星ノ如シ。寔ニ克ク恪守シ、淬礪ノ誠ヲ輸サバ、國運發展ノ
 本近ク斯ニアリ。

通解

りもろも我がいと尊い祖先の方々のお遺しになつた御訓と、我が光りか
 がやいで立派な歴史にあらはれた事實とは、あきらかにして太陽や星の如くで

ある。まことによく此の祖先の御訓を守り、歴史にあらはれた事實を手本として誠心誠意つとめはたらいたならば、それがすなはち我が國が榮々ゆく大本である。

大意

この一段は、國運發展の大本は、よく祖先のお訓を守り、歴史にあらはれた事實にならつて、誠心誠意つとめはげむにありといふことをお示しになつたのである。

字義

神聖 この上もな 祖宗 天皇の御先 遺訓 おのこしにな 光輝 ひかりが
國史 我が帝國の歴史 成跡 あらはれた事實 炳トシテ あきらかに 恪守 つつしむ 淬礪 き
かくこゝで力かぎり つまめはたらくこゝ 輸ス つくす

朕ハ、方今ノ世局ニ處シ、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ、維新ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ。爾臣民、其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ。

通解

朕は、今日の時勢にあつて、我が忠義な臣民が力をあはせて助けるこ

とをたよりにして、明治維新のもくろみをひろめ行つて、祖先の御徳に報い御威光をあげあらはさうと思ふ。なんぢ臣民よく朕が心を身につけて守れよ。

大意

この一段は、忠義な臣民の助けによつて國運を發展させようとのお望みをお示しになり、臣民が皆陛下の大御心を守つて實行するやうにせよと仰せられたのである。

字義

世局 世の時勢 協翼 心をあはせて 倚藉 たよる 皇猷 天皇のお 恢弘 ひろめ
威徳 威光と恩徳 對揚 あげあらはす 旨 天皇の御心 體セヨ 身につけて守れよ

明治四十三年十一月十九日印刷
明治四十三年十一月廿五日發行

編纂者 教育研究會

右代表者 發行者 前田得一

八東郡川津村大字西
川津百五香地

印刷者 野上良一

松江市南田廿一番地

發行所兼 報光社

松江市殿町八十五番地

特約賣捌所 園山文會堂

松江市白濁本町



終